

3 第2期基本計画各論

1 いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり

(1) 健康

①健康づくり

(2) 社会福祉

①地域福祉

②高齢者福祉

③障がい者（児）福祉

④児童・母子・父子福祉

【目標】子どもから大人まで住民の健康意識を高めます

【概要】

- 子どもの頃から健康への意識を高め行動へつなげることができるよう、全年代に向けての事業展開を図ります。
- 妊娠や子育ての不安、孤立感を抱かせないよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を進めます。

【目標を実現させるための取組】

取組① 健康づくり活動の推進

住民一人ひとりが健康意識を高め、自主的な活動につながるよう後押しします。

【現状】住民の中には、健康への意識が低い方が見受けられます。

【課題】すべての年代を巻き込んだ取組が必要です。

【実施内容】

- いきいきマイレージ事業で健康づくりを推進します。
- 運動や食に関する情報を広く提供します。
- 企業が行う健康に関する取組と連携した健康づくりを行います。
- 食生活や睡眠など生活習慣の改善を広く促します。

取組② 病気の予防・早期発見・重症化予防の推進

生活習慣の改善と、疾病の予防・早期発見・重症化予防のための取組を行うことにより、健康寿命の延伸につなげます。

【現状】国、県と比較し、メタボリックシンドローム該当者割合が高い状況です。

【課題】将来の生活習慣病、認知症などを発症するリスクを抑えることが必要です。

【実施内容】

- 生活習慣病重症化に関する早期把握・早期対応や、フレイル状態の早期把握・悪化防止の取組を行い、自立した生活が送れるよう、適切に支援します。
- 予防接種の機会を安定的に確保し、感染症を予防します。
- 健康で安心して暮らせるために、医療機関との連携を一層強化します。

取組③ 母子保健の充実

母と子の健康を守るための支援、情報を提供することで、不安を解消します。

【現状】核家族化により妊娠期から子育て期に孤立する家庭が見受けられます。

【課題】孤立した家庭とならないために、気軽に相談できる環境を作る必要があります。

【実施内容】

- 子育て家庭が必要な支援を受けることができる環境を整備します。
- 不安感を解消できるよう、相談できる体制を充実します。
- 不妊治療に対しての支援をします。

(1) 健康

① 健康づくり

【取組の成果指標】

特定保健指導実施率

2017年度：60.4%



2022年度：67.7%



(2021)

2028年度：69.0%

15年後の方向性
(2038年度)



メタボリックシンドローム 該当者割合

2017年度：19.4%



2022年度：22.8%



(2021)

2028年度：21.2%

15年後の方向性
(2038年度)



特定健診実施率

2017年度：59.4%



2022年度：50.4%



(2021)

2028年度：60.0%

15年後の方向性
(2038年度)



【協働の進め方】

多くの住民が健康意識を高められるよう、参加しやすい健康づくり活動の取組を進めます。

【関連計画】

東浦町いきいき健康プラン21、東浦町子ども・子育て支援事業計画、東浦町地域福祉計画、東浦町障がい者いきいきライフプラン、東浦町高齢者福祉計画、知多北部広域連合介護保険事業計画、東浦町国民健康保険データヘルス計画

用語解説

●メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧のいずれか2つ以上を併せ持った状態にあること。

●特定保健指導

特定健診の結果から、健康の保持に努める必要がある方に対して行う保健指導のこと。メタボに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、生活習慣病を予防することを目的に実施される。

●特定健診(特定健康診査)

保険者が行う、糖尿病などの生活習慣病に関する健康診査のこと。年1回40歳以上75歳未満の方を対象に、腹囲測定や血圧・血糖・脂質・尿検査・肝機能検査といった基本的な検査と、喫煙歴などの生活習慣についての問診を行う。

●フレイルチェック

加齢に伴い、筋力など身体の機能や生理的な機能が低下し、心身ともに活力が低下した、健康な状態と介護が必要な状態との「中間の状態」。



【目標】 みんなが笑顔で支え合う地域をつくります

【概要】

- 一人の課題はみんなの課題として捉えられるよう、住民の意識改革と地域づくりを進めます。

【目標を実現させるための取組】

取組① 地域福祉活動の促進

住民、社会福祉協議会などの地域福祉に携わる各種団体と協力連携し、地域福祉活動を推進します。

【現状】 少子高齢化により、家族による要支援者への生活支援が困難になっています。

【課題】 行政だけでなく、住民や関係機関と協力し、要支援者を支えていく地域福祉活動の促進が必要です。

【実施内容】

- 地域福祉活動を支援します。
- 地域福祉活動の協力連携体制を強化します。

取組② 地域福祉推進体制の充実

住民が互いに協力連携できる体制を整え、地域の中で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

【現状】 地域関係のつながりが希薄となり、地域内で住民の孤立が起きています。

【課題】 住民がつながり、みんなが安心して暮らせる地域づくりのため、住民同士や各種団体の協力が必要です。

【実施内容】

- 住民との協働体制を充実します。
- 地域の見守り体制を強化します。
- 地域福祉活動を担う人材を育成します。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備します。
- 地域の住民が気軽に集い、多世代交流ができる居場所づくりを支援します。

- 地域福祉活動
地域福祉の推進を図ることを目的とする活動。
- 社会福祉協議会
営利を目的としない社会福祉活動を推進する民間組織。
- 地域共生社会
高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会。

(2) 社会福祉

① 地域福祉

【取組の成果指標】

ボランティア等登録団体数

2017年度：80団体



2022年度：119団体



2028年度：143団体

15年後の方向性
(2038年度)



居場所の拠点数

2017年度：20箇所



2022年度：31箇所



2028年度：43箇所

15年後の方向性
(2038年度)



【協働の進め方】

地域の様々な組織などのネットワークを活用し、住民や団体との協働を通じて、地域福祉活動を促進、推進します。

【関連計画】

東浦町地域福祉計画



(2) 社会福祉

② 高齢者福祉



【目標】 高齢者がいきいきと活躍し、安心して暮らせるまちをつくります

【概要】

- 高齢者が自ら介護予防に取り組み、元気な高齢者が地域で活躍できるまちをつくります。
- 住民が地域活動の担い手となり、地域ぐるみで高齢者を支え合える仕組みづくりを進めます。

【目標を実現させるための取組】

取組① 生活支援体制の充実

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、医療・介護・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

【現状】 高齢化により、買い物などの生活支援を必要とする人が増加しています。

【課題】 地域全体で高齢者の生活支援を担う体制づくりが必要です。

【実施内容】

- 生活支援体制、認知症支援体制を整備します。
- ICTを活用した在宅医療介護の連携体制を充実します。
- ニーズに合った高齢者福祉サービスを提供します。

取組② 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者自身が主体的に社会参加することで、自己実現できる地域社会を目指します。

【現状】 高齢者の生きがいにつながる老人クラブやシルバー人材センターの会員が減少しています。

【課題】 高齢者の生きがいにつながる組織や活動が必要です。

【実施内容】

- 地域の方との交流や地域福祉の担い手となる老人クラブ活動を支援します。
- 働く意欲のある高齢者の社会参加を促し、シルバー人材センターが行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活動を支援します。
- 老人クラブやシルバー人材センターなどの生きがい活動を通じて、元気な高齢者が地域の高齢者を支える仕組みを支援します。

取組③ 介護に対する取組の充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営める体制づくりを推進します。

【現状】 家族のみによる高齢者への支援が難しくなっています。

【課題】 地域や事業者、元気な高齢者などで高齢者世帯を見守る体制が必要です。

【実施内容】

- 介護予防・日常生活支援総合事業による住民主体のサービスの担い手の育成や地域の実情に合わせたサービスの構築に努めます。
- 高齢者相談支援センターでは、高齢者の自立支援を目指したサービス計画を策定し、地域で自立した生活が営むことができるよう支援します。
- 民生委員やケアマネジャーと連携し、安否や健康状態などの確認を行い、地域で孤立することなく高齢者が安心して生活を送れるように努めます。

(2) 社会福祉

② 高齢者福祉

【取組の成果指標】

認知症サポーター養成講座 受講者延べ人数

2017年度：5,433人



2022年度：11,899人



2028年度：19,099人

15年後の方向性
(2038年度)



「老人憩の家」の 利用者延べ人数

2017年度：36,688人



2022年度：27,874人



2028年度：38,945人

15年後の方向性
(2038年度)



【協働の進め方】

多世代による地域の支え合いの仕組みを構築するために、地域活動に参加できる環境づくりを行います。

【関連計画】

東浦町高齢者福祉計画、東浦町地域福祉計画、知多北部広域連合介護保険事業計画、東浦町いきいき健康プラン21

用語解説

●地域包括ケアシステム

重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。

●ICT

Information and Communication Technology(情報通信技術。)

●ニーズ

Needs(必要。要求。需要。)

●生きがい活動

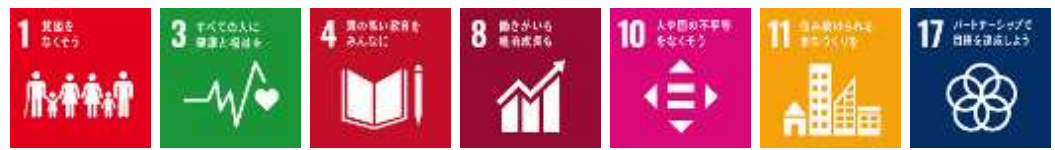
敬老事業やふれあいサロンへの支援など、高齢者が地域社会の中で役割を持って、いきいきと生活できるような活動。

●高齢者相談支援センター

保健師、主任介護支援専門員(ケアマネージャー)、社会福祉士の専門職が、総合相談・支援などの業務を行う地域包括支援センター。

(2) 社会福祉

③障がい者（児）福祉



【目標】障がい者が自立し、地域でともに暮らせるまちをつくります

【概要】

- 障がいのある人とない人が「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

【目標を実現させるための取組】

取組① 社会参加の促進

就労支援を促進することで、障がい者が社会の一員として活発に活動できるよう努めます。

【現状】社会との接点がなく、家に閉じこもっている障がい者がいます。

【課題】障がい者の社会参加を進める仕組みが必要です。

【実施内容】

- 利用しやすい地域活動支援センターの環境づくりを推進します。
- 関係機関と連携して、障がい者の就労支援への理解と協力の働きかけを促進します。

取組② 障がい者支援のサービス提供体制の充実

障がい者のニーズに沿ったサービスが提供されるように、事業者などの理解と協力を得ながらサービスの充実に努めます。

【現状】障がい者が希望するサービスを受けられない場合があります。

【課題】障がい者のニーズに応じて、適切なサービスを提供する体制が必要です。

【実施内容】

- 研修などによる人材育成や関係者を介しての人材の確保を進めます。
- 広域での体制整備を視野に入れながら、利用者のニーズに合ったサービスが受けられるよう柔軟に対応します。
- 本人の希望や障がいの程度区分に応じたサービスの提供に取り組みます。

取組③ 地域生活支援の充実

地域で自立した生活を送るため、日常生活に必要な支援体制の構築を目指します。

【現状】精神障がい者などが、地域に戻るための受け皿がありません。

【課題】地域生活へスムーズに移行できる仕組みが必要です。

【実施内容】

- 地域生活へスムーズに移行できるように、障がい者自立支援協議会を協議の場として活用します。
- 居住支援機能と地域支援機能が一体的となった地域生活支援拠点などの整備を支援します。
- 障がい者への理解を深めるための広報・啓発活動、イベントなどを開催します。

(2) 社会福祉

③障がい者（児）福祉

取組④ 障がい者の健康保持

障がい者が安心して健康的で充実した暮らしを営める社会を目指します。

【現状】障がい者への医療費負担が増加しています。

【課題】障がい者の病気の予防を図るとともに医療費の適正な助成が必要です。

【実施内容】

- 障がい者福祉医療助成事業などにより、医療費の自己負担の軽減を図ります。
- 障がい者へ適正な受診についての周知を図ります。
- 健康診査の受診を呼びかけ、病気の早期発見を図ります。

【取組の成果指標】

グループホーム利用者数

2017年度：39人

2022年度：52人

2028年度：65人

15年後の方向性
(2038年度)



就労支援系サービス利用日数

2017年度：22,422日

2022年度：31,706日

2028年度：42,500日

15年後の方向性
(2038年度)



施設入所者の地域生活への移行者数

2017年度：1人

2022年度：4人

2028年度：3人

15年後の方向性
(2038年度)



用語解説

●地域活動支援センター

障がい者などに創作的活動や運動などの機会を通じて、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

●ニーズ

Needs(必要。要求。需要。)

●障がい者自立支援協議会

障がい者の生活を支えるため、障害福祉サービスの提供体制の確保や関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議を行うための会議。

(2) 社会福祉

③障がい者（児）福祉

「地域活動支援センター事業」の 実利用者数

2017年度：11人

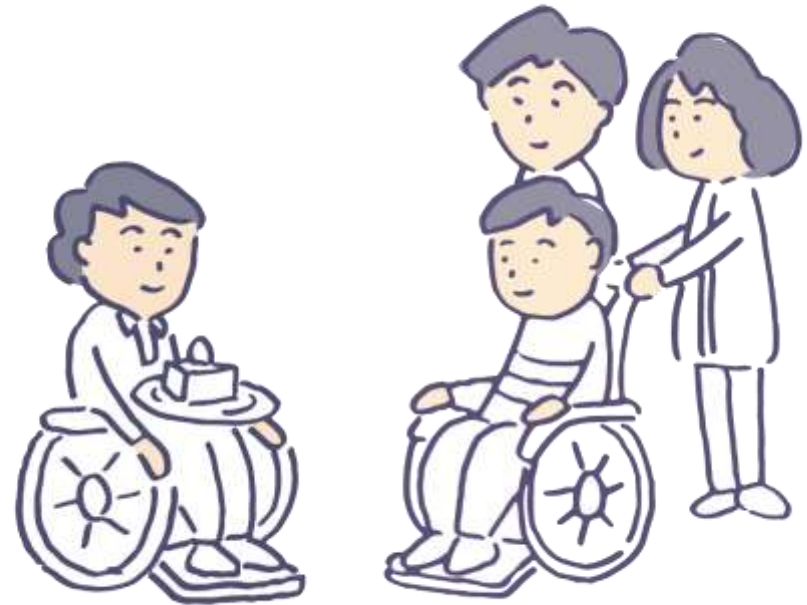


2022年度：76人



2028年度：88人

15年後の方向性
(2038年度)



【協働の進め方】

障がいのある人とない人との日常的なふれあいや、障がい者も参加する地域イベントの開催などを通じて、地域の中での交流を進めます。

【関連計画】

東浦町障がい者いきいきライフプラン、東浦町地域福祉計画、東浦町高齢者福祉計画

●地域生活支援拠点

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいの重度化・障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するもの。

●グループホーム

少人数の利用者がスタッフの援助を受けながら、地域の中で共同生活を送る住宅。

(2) 社会福祉

④ 児童・母子・父子福祉



【目標】子どもの立場が大切にされる地域をつくります

【概要】

- 子どもが地域で健やかに育つ環境づくりを進めます。

【目標を実現させるための取組】

取組① 子どもへの支援の充実

子どもを温かく見守り豊かに育むため、地域での環境づくりを進めます。

【現状】生活の中で子どもの居場所が少なくなっています。

【課題】家庭に加え、地域での居場所が必要です。

【実施内容】

- 地域や関係機関と連携し、子どもや保護者の悩み相談を行います。
- 基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供など、子どもの居場所づくりを進めます。

取組② 児童虐待の防止

妊娠や子育ての不安、孤立などに対応し、児童虐待の予防と早期解決を目指します。

【現状】家庭内の問題など複雑な原因が多様に絡み合い、子どもの貧困や児童虐待が発生しています。

【課題】住民が連携して子育てを見守る体制と、相談できる場や情報の共有・提供できる場づくりが必要です。

【実施内容】

- 児童などに対する必要な支援を行うための拠点を整備します。
- 子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関、民生委員・児童委員、住民などと連携し、地域で子どもを見守ります。

取組③ 就業支援・子育て支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と子育ての両立を目指し、経済的支援を含めた総合的な支援を進めます。

【現状】ひとり親家庭の就労と子育ての両立が困難な家庭が多くなっています。

【課題】就労支援や子育て支援の充実など、総合的な支援体制の構築が必要です。

【実施内容】

- 愛知県知多福祉相談センター、公共職業安定所などと連携し、生活安定や就業相談などを総合的に行い、ひとり親家庭の自立を支援します。
- 就職に有利な資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の就労支援・能力開発を行います。
- ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成を支援します。
- ひとり親世帯等家計相談事業や子育てに関する講習会などを開催し、経済面だけでなく、将来を見据えた考え方などの自立支援を行います。

(2) 社会福祉

④ 児童・母子・父子福祉

取組④ 子どもの健康保持

安心して医療が受けられるようにして、子どもの健康を守ります。

【現状】子どもやひとり親家庭への医療費負担が増加しています。

【課題】子どもやひとり親家庭への病気の予防を図るとともに医療費の適正な助成が必要です。

【実施内容】

- 子育て世帯へ医療費適正化についての周知を図ります。
- 子ども医療・母子家庭医療等医療助成事業の実施により、医療費の自己負担の軽減を図ります。
- 子育て世帯やひとり親家庭に対し、規則正しい生活を送るよう働きかけ、病気の予防を図ります。

【取組の成果指標】

1年以上継続してひとり親手当を受給している未就労者数

2017年度：45人



2022年度：32人



2028年度：20人

15年後の方向性
(2038年度)



児童虐待件数

2017年度：10件



2022年度：7件



2028年度：0件

15年後の方向性
(2038年度)



【協働の進め方】

ワンストップで相談に応じることができる体制の整備や他の支援機関との連携により、総合的・包括的な支援を進めます。

【関連計画】

東浦町子ども・子育て支援事業計画、東浦町児童虐待防止対策計画、東浦町子どもの貧困対策推進計画

- 子育て世代包括支援センター
利用者のニーズに合わせて、子育てコーディネーターが関係サービスの提供・調整を行い妊娠期から子育て期までの様々な相談に対応するワンストップ相談窓口。
- 愛知知多福祉相談センター
福祉事務所、児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所を統合した機関。
- 公共職業安定所
職業紹介、職業指導、雇用保険の事務処理などの業務を無料に行う国の行政機関。厚生労働省が管轄する。職安、職業安定所、ハローワークとも呼ばれる。